

## 米国における「ふくしまの酒」発信事業 業務仕様書（案）

### 1 目的

本仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が\_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）に委託する『米国における「ふくしまの酒」発信事業』に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

### 2 事業目的

本県産酒の最大の輸出先である米国において、「ふくしまの酒」の品質の高さやおいしさなどの魅力が効果的に伝わるプロモーションを展開することにより、米国内における「ふくしまの酒」の更なる認知度向上及び販路開拓・拡大を図る。

### 3 委託業務内容

#### （1）現地酒販店における「ふくしまの酒」試飲販売会等の実施

- ・「ふくしまの酒」の販路開拓及び販売拡大、新規顧客の獲得に繋げることを目的とし、米国（ニューヨーク市内を想定）の酒販店において、「ふくしまの酒」試飲販売会等を実施すること。
- ・実施回数は計4回以上とし、店舗の選定にあたっては、予め甲乙協議の上決定すること。なお、効率性の観点から2回以上をまとめて実施すること。
- ・実施の際は、予め甲から県内蔵元へ周知するとともに、蔵元が参加する場合は、その渡航費用を一部補助すること。なお、参加蔵元数は1回の渡航につき最大3蔵とし、渡航費補助は1蔵あたり上限20万円とする。
- ・「ふくしまの酒」の品質の高さやおいしさなどの魅力を発信するにあたり、効果的な販促資材の作成及び集客のための広報及び情報発信を行うこと。

#### （2）「ふくしまの酒」情報発信拠点<sup>(※)</sup>の運営

※「ふくしまの酒」の情報発信の拠点として、現地の酒販店と連携して「ふくしまの酒」の質の高さやおいしさなどの魅力を継続的に発信する取組（下記「取組内容案」参照）

- ・下記2店舗における「ふくしまの酒」情報発信拠点の運営及び売上状況の管理を行うこと。
- ・ニューヨークの店舗においては12か月間、ロサンゼルス店舗においては6か月間程度実施すること。
- ・甲が指定する現地コーディネーター（ニューヨーク1名、ロサンゼルス1名）と連携すること。なお、当該コーディネート業務に係る費用は本事業にて負担すること。
- ・現地の日本酒ファンに対し「ふくしまの酒」の定着化を図るため、現地のトレンド等を踏まえた効果的な取組を実施すること。
- ・その他、「ふくしまの酒」の販売促進に繋がるよう、集客のための広報及び情報発信を行うこと。

- ・やむを得ない事由により、運営条件等を変更（終了を含む）する必要がある場合は、その内容は甲乙協議の上決定すること。

#### 【「ふくしまの酒」情報発信拠点運営店舗】

	店名	住所	取組内容案
1	Union Square Wine & Spirits	140 4th Ave, New York, NY 10003	酒販店内における「ふくしまの酒」のみを陳列した販売コーナーの設置
2	Sake Secret	460 Pine Ave, Long Beach, CA 90802	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な「ふくしまの酒」の飲み比べセットの提供</li> <li>・SNSによる「ふくしまの酒」の情報発信</li> </ul>

#### (3) ECサイトにおける「ふくしまの酒」プロモーションの実施

- ・現地ECサイトと連携の上、「ふくしまの酒」の質の高さやおいしさなどの魅力を海外の消費者に効果的に伝え、販売拡大に繋がるプロモーションを行うこと。
- ・プロモーションの実施にあたり、販売促進に繋がる広報及び情報発信を行うこと。

#### (4) その他

##### ア デジタルプロモーションの活用

- ・当事業の実施にあたり、県が運営するWebサイトやSNS等においてプロモーションの告知及び開催状況の情報発信を行うため、県へ必要な情報を提供すること。

##### イ 事業の効果分析及び市場調査の実施

- ・本事業の効果分析及び事業実施国への県産酒及び県産酒以外の輸出状況等の調査を行い、今後の海外市場における県産酒の認知度向上・販路拡大に向けたレポートを提出すること。

##### ウ その他

- ・事業実施に当たり、必要に応じて通訳、現地ガイド、車両を手配すること。
- ・必要な情報機器（携帯電話、無線LANルーター、パソコン等）を手配すること。
- ・現地において店舗との調整、コーディネート等を受託者以外の者が実施する場合は、実施体制及びその者の経歴を明らかにすること。
- ・その他事業実施に付随する業務が発生した場合、甲と協議の上実施すること。

#### ※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを福島県に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、福島県と協議すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真、チラシ、画像等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を福島県に納品すること。

#### 4 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

#### 5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

##### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・統括責任者通知書
- ・実施工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

##### (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・収支決算書
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

#### 6 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。

#### 7 事業実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行うものとする。また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

#### 8 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。